

# 日本史

I 次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えなさい。（問1から問3まですべてで400字以内）

18世紀以降の百姓たち、とりわけ戸主やその跡継ぎの男子は、自分が所属する家と村に対して非常に強い帰属意識を抱いていた。百姓家の所有する耕地は、ときの戸主の個人財産ではなく、先祖から受け継いだ家の財産（家産）であり、戸主や家族が勝手に処分することはできず、しっかり維持して子孫に伝えるべきものとされた。また、村の入会地や農業用水路の共同利用や、百姓家同士の相互扶助などさまざまな面で、村人同士の結びつきは強かった。

そうした家と村を守るため、百姓たちはときには領主に対しても自己主張した。自己主張の形態にはさまざまあり、17世紀には百姓が個々に他村へ逃亡するといった消極的抵抗や村々の代表による訴願が多くみられたが、17世紀末以降になると、村々の百姓たちが団結して、大勢で領主に要求実現を強く迫る (a) の形態が増加した。

(a) は处罚の対象とされたが、他方で合法的な訴願もさかんになされ、19世紀には畿内で広域の村々の連合による訴願運動である (b) が起こった。

また、村の内部でも、年貢や諸負担の賦課方法などをめぐって、村役人・豪農と (c) 一般村民との間で村方騒動が発生した。

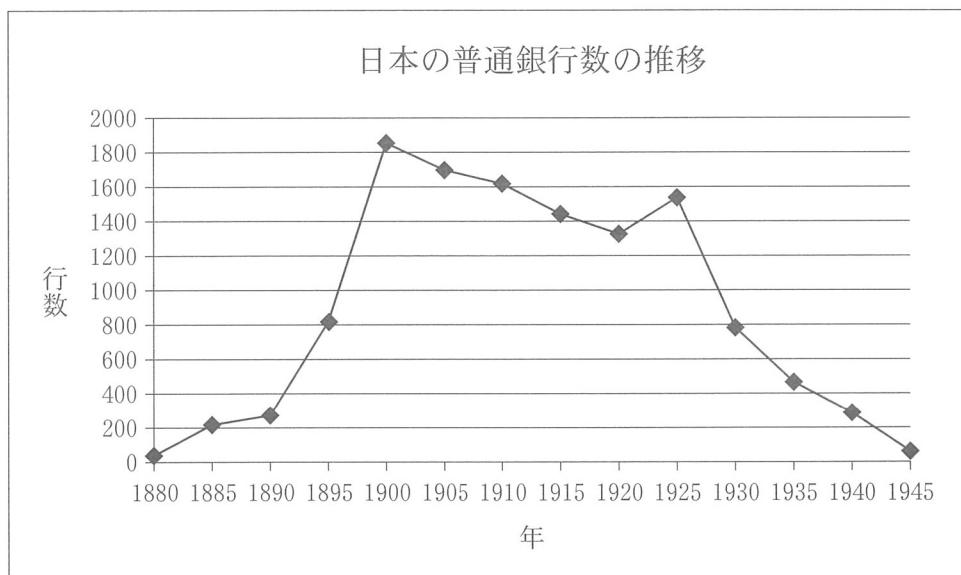
問1 (a)に入る語句は何か。また、他村への逃亡や代表による訴願から (a) へと百姓の抵抗形態が変化した背景には、百姓側にどのような変化があったのか、説明しなさい。

問2 (b) の名称を記し、その内容・特徴について説明しなさい。

問 3 下線部(C)に関して、年貢をめぐる要求が、領主に対してだけではなく、村役人にも向けられたのはなぜか、説明しなさい。また、年貢や諸負担の賦課方法以外の村方騒動の主要な争点を2つあげて説明しなさい。

II 次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えなさい。（問1から問4まですべてで400字以内）

近代日本における資本主義の発展過程において、金融機関が果たした役割は大きかった。1872年に国立銀行条例が定められ、1879年末までに各地に国立銀行が153行設立された。1882年には中央銀行としての日本銀行が設立され、一方各地の国立銀行は1899年までに普通銀行に転換した。1897年に貨幣法が制定され、金本位制を採用するとともに、特定の分野に資金を供給する特殊銀行が設立された。日本銀行を頂点として普通銀行、特殊銀行が日本の貿易、産業、流通といった様々な経済活動の金融的側面を支えたのである。下図は、1880年代から1940年代までの普通銀行数を5年ごとにあらわしたものである。1900年代初頭に1800行を超えた普通銀行はその後、減少と増加を繰り返し、1920年代半ばから急減していくこととなる。



問 1 国立銀行は当初設立数が伸び悩んだものの、1876 年を境に設立が活発となつた。その背景を説明しなさい。

問 2 日本が 1897 年に金本位制を採用した理由について説明しなさい。

問 3 第二次世界大戦以前に設立された特殊銀行を 2 つあげなさい。

問 4 1920 年代後半以降に普通銀行が減少した理由を当時の金融界の動向から説明しなさい。

**III** 次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えなさい。（問1から問4まですべてで400字以内）

1937年7月7日、北京郊外の盧溝橋で現地に駐屯していた日本軍と中国軍との間に武力衝突が発生した（盧溝橋事件）。現地では一時、停戦協定が成立したものの戦線は拡大し、8月に入ると華中の上海でも大規模な戦闘が始まった。こうして、日中戦争が開始されると日本政府は、1937年11月に最高統帥機関である大本營を設置し、短期決戦を目指した。しかし民族意識の高揚に支えられた中国側は、欧米諸国の支援にも期待して徹底抗戦の姿勢をくずさず戦争は長期化していった。このため日本政府は、国内の戦時体制の本格的強化に乗り出していくことになる。

問 1 下線部(a)に関連して、どのような国際的取り決めに基づき日本軍が駐留していたのか、取り決め締結の経緯も含め具体的に説明しなさい。

問 2 下線部(b)に関連して、統帥権の独立によって、國務と統帥の分裂＝政略と戦略の分裂という事態が生じることを危惧した日本政府は、大本營の設置に伴い新たにどのような措置を講じたか、具体的に説明しなさい。

問 3 下線部(c)に関連して、日本の軍事行動の不当性を広く国際世論に訴える際に、中国政府が根拠の1つとしたのは、国際紛争の処理を目的としたある多国間条約の存在だった。その条約とは何か。条約の意義と限界についても具体的に説明しなさい。

問 4 下線部(d)に関連し、明治憲法に規定された帝国議会の法律に対する協賛権との関係で、重要な意味を持った戦時立法を1つあげ、協賛権の意味にも言及しながら、その戦時立法について具体的に説明しなさい。